

「予防」の代替案

大目標	紛争の予防・管理・解決のすべてのプロセスと意思決定において、女性の参加と指導的役割を促進すると同時に、ジェンダーの視点を導入および強化する。			コメント
意義と狙い	<ul style="list-style-type: none"> ・武力紛争および緊張の高まりが男女にあたえる異なる影響を認識し、ジェンダー視点から紛争の予防・管理・解決を支援する。 ・紛争の予防・管理・解決において女性の果たす役割を認識し、女性の平等な参加と指導的役割を促進する。 ・日本が近隣諸国との間における緊張を緩和し、友好関係を構築し、武力によらない紛争解決を促進することを目的とした女性の活動を促進する。 ・武力紛争及び緊張の高まりにより難民・国内避難民化した者や、女性・女兒を中心とした脆弱性の高い多様な受益者（特に民族的・宗教的・言語的少数者、障害者、保護者のいない子ども、女性世帯主世帯、LGBT など。以下、「女性・女兒等」という）が紛争予防・管理・解決のすべてのプロセスと意思決定から疎外されず、参加できるような包摂的(inclusive)支援を促進する。 			
目標 1	（海外）紛争予防における女性の参加を促進して、早期警戒・早期対応メカニズムにジェンダー視点を導入する。			
	具体策 1 紛争分析において、ジェンダーに配慮した統計や分析手法を導入して、質的向上をはかる。	〈指標 1〉 ジェンダー分析が導入された「各国・地域情勢」の件数（例：紛争国・紛争経験国を対象に内政・外交などにジェンダー分析を反映）。 〈指標 2〉 紛争国・紛争経験国における ODA 事業のうち、ジェンダー分析が導入された ODA 事業件数	〈担当省庁〉 外務省、JICA、NGO	事業形成に限らず、紛争分析一般に、ジェンダー分析手法を導入する。その成功事例や教訓を関係者と共有して、紛争分析そのものの質的向上を図る。
	具体策 早期警戒・早期対応メカニ	〈指標 1〉 ODA 事業のうち、GBV 等関連指標を導	外務省、	GBV 等発生リスクを示す指標を設定・導入

	2	ズムを、GBV 等にも有効に機能するよう、設計・導入・改善する。	入した早期警戒・早期対応メカニズム構築・運営の件数（例:女性行方不明者数等）	JICA、NGO	し、早期対応チーム（長老・警察・行政など）に GBV 等研修を施して、リスクマップ作成を含め、GBV 等を未然に防ぐための支援をする。
	具体策 3	早期警戒・早期対応メカニズムに、女性が参加する。	〈指標 1〉 ODA 事業のうち、女性が参加した早期警戒・早期対応メカニズム構築・運営の件数（データ収集・分析、対応策定・実施等）	〈担当省庁〉 外務省、JICA、NGO	多様な背景をもった女性を早期警戒メカニズムに参加させて、それらの女性が収集する一次情報や分析をとり入れ、可能な範囲で早期対応に女性の参加を促す。Women's Safety Audit（女性の視点からの治安改善）もツールとしては有効。
	具体策 4	信頼醸成活動に女性が参加する。	〈指標 1〉 ODA 事業のうち、女性が参加した信頼醸成を目的とする活動の件数（文化・学術・スポーツ交流、植林・環境保護等）。	〈担当省庁〉 外務省、JICA、NGO	信頼醸成のための活動（文化・スポーツ交流、植林・環境保護など）に関して、マイノリティ女性など社会的に脆弱な女性もくめて、多様な女性が参加できるよう支援する。
目標 2	（海外）紛争管理における女性の参加を促進して、女性が指導的役割を担えるよう支援し、紛争の影響下にある社会において GBV 等のリスクを減少させる。				
	具体策 1	紛争の影響下にある社会において、GBV 等のリスク分析を実施し、リスク軽減のための措置をとる	〈指標 1〉 ODA 事業のうち、紛争国・紛争経験国における GBV 等予防を目的とする事業の件数 〈指標 2〉 特に、脆弱な状況にある難民・国内避難民向けの GBV 等予防を目的とする事業の件数	〈担当省庁〉 外務省、JICA、NGO	紛争の影響下にある社会において、GBV 等に関わる脅威や脆弱性を正確に特定してリスク分析したうえで、適切に対応できるよう、GBV 等分野の関係者（警察、司法、医療、心理社会、教育など）の能力強化を行う。
	具体策	紛争の影響下にある社会に	〈指標 1〉 紛争を扇動するメディアや団体の監	〈担当省	例えば、メディア対象の研修企画・実施、

	2	において、紛争を扇動するメディアや団体の監視・教育・助言に、女性が参加する。	視・教育・助言（メディア対象の研修企画・実施、ヘイトスピーチの監視、ガイドライン策定等）に女性が参加した事例数 「指標 2：海外において、紛争を扇動するメディアや団体の監視・教育・助言（メディア対象の研修企画・実施、ヘイトスピーチの監視、ガイドライン策定等）を支援した、日本を拠点とする団体の数	庁> 外務省、 文科省、 警察庁 JICA NGO	ヘイトスピーチの監視、ガイドライン策定などに、女性が参加する。政府は開催の協力あるいは嫌がらせの防止に努める（国内でも海外の支援でも各省庁は協力体制を持つ）
	具体策 3	紛争とその影響を拡大させないための草の根レベルの活動に女性が参加して、指導的役割を担う。	〈指標 1〉女性が指導的役割を果たしたことが明らかな、紛争を悪化させないことを目的とする国内、海外での活動の件数（平和集会や反戦キャンペーン等）	外務省、 文科省、 警察庁、 防衛省 NGO	例えば、平和集会や反戦キャンペーンなどに、女性が参加して指導的役割を担う、政府は、開催の協力あるいは嫌がらせなどの防止に努める（国内でも、海外の支援でも各省庁は協力体制をもつ）
目標 3	(海外) 紛争解決における女性の参加を促進して、女性が指導的役割を担えるよう支援し、和平交渉の内容と最終的な和平合意にジェンダーの視点を反映させる。				
	具体策 1	日本が関わる和平交渉のプロセスや意思決定に、公式・非公式を問わず、女性が参加して、指導的役割を担う。	〈指標 1〉日本が関わる和平交渉のプロセスで女性が参加した事例数 〈指標 2〉上記のうち女性が指導的役割を果たした事例数 〈指標 3〉帰還する難民・国内避難民の特に女性、女兒のニーズを聞き取り、交渉に反映しているか否か?	〈担当省 庁> 外務省	日本が参加する和平交渉において（きわめて少ないですが）、多様な背景や知見を持った女性が公式・非公式に参加して、そのなかで可能な限り指導的役割を担えるように支援する。
	具体策	日本が関わる和平交渉の内	〈指標 1〉日本が関わる和平交渉のうち内容に	〈担当省	和平交渉では正義と平和の問題が相反する

	2	容と最終的な和平合意に、GBV 等対応・予防を含めて、ジェンダーの視点が反映される。	ジェンダーの視点が反映された事例数 〈指標 2〉 そのうち GBV 等対応・予防に言及された事例数	庁> 外務省	ことが多々あるため、GBV 等被害者への支援や、移行期正義（司法）における GBV 等の扱いなど、ジェンダー視点の反映が重要。
	具体策 3	高度な紛争解決スキル（交渉・調停・仲介）を持った女性を育成する。	〈指標 1〉 教育機関等において実施された紛争解決分野の研修に参加した女性の数 〈指標 2〉 ODA 事業のうち海外の教育機関等において実施された紛争解決分野の研修に参加した女性の数	外務省、 文 部 科 学 省 JICA NGO	教育・研修機関や NGO などへの支援をとおして、紛争解決スキルを持った女性の人材育成を行う。
	具体策 4	紛争解決に女性が貢献した事例を調査・研究し、教訓や成功要因を抽出する。	〈指標 1〉 紛争解決と女性に関する事例調査・研究の件数	外務省、 文 部 科 学 省 JICA 、 NGO	教育・研修機関や NGO などへの支援をとおして、具体的な事例調査のなかから教訓や成功要因を抽出して、紛争解決分野における女性の人材育成や戦略策定に活用する。
目標 4	(海外) ジェンダーの視点を取り入れた紛争再発予防の取り組みを支援する。				
	具体策 1	ジェンダー主流化（女性の参画の確保とジェンダー分析、ニーズ対応等含む）とジェンダーの視点を取り入れた警察改革に対する支援。	〈指標 1〉 日本の直接的、間接的支援により現地の警察機関が作成した 1325 実施のための指針（ガイドライン）や計画文書の数 〈指標 2〉 研修などの支援を受けた女性警察官人数。 〈指標 3〉 支援により設置されたジェンダー特別ユニット数。 〈指標 4〉 ジェンダー・トレーニングを受けた警察官人数。	外務省、 警察庁、 JICA	紛争経験国では、女性がより危険にさらされており、また、安全を確保すべき治安機関の能力が不十分である。警察の能力強化に際して、ジェンダーの視点を取り入れることが重要。

			<p>〈指標 5〉 GBV 等対応トレーニングを受けた警察官人数。</p> <p>〈指標 6〉 日本が派遣したジェンダー専門家数。</p> <p>〈指標 7〉 支援案件数および拠出額。</p>		
具体策 2	ジェンダーの視点を取り入れ、ジェンダー主流化を促進する司法部門の能力強化に対する支援。	<p>〈指標 1〉 日本の直接的、間接的支援を通じて司法機関が作成する 1325 実施のための、ジェンダーに係る指針（ガイドライン）と計画数。</p> <p>〈指標 2〉 支援を受けた女性法曹数。</p> <p>〈指標 3〉 支援を通じてジェンダー平等を進めるための既存の法律の改善あるいは制定された法律数。</p> <p>〈指標 4〉 日本が支援する司法能力強化事業に派遣したジェンダー専門家数。</p> <p>〈指標 5〉 支援案件数および拠出額。</p>	外務省、 法務省、 JICA	紛争経験国では、女性が司法手続き、ひいては正義にアクセスできない立場にあることが多い。そこで、司法部門がジェンダーに配慮できる体制を構築できるよう、日本が支援を行う。	
具体策 3	ジェンダーの視点とジェンダー主流化を取り入れたコミュニティの再建（リハビリテーション）支援	<p>〈指標 1〉 コミュニティ開発（再建）におけるニーズ把握に際して、女性の参加が確保された案件数。</p> <p>〈指標 2〉 ジェンダー配慮がされたコミュニティ、または地方政府による開発計画数。</p> <p>〈指標 3〉 コミュニティ開発事業に対して、日本が派遣したジェンダー専門家数。</p> <p>〈指標 4〉 支援案件数および拠出額。</p>	外務省、 JICA	紛争経験国のコミュニティ開発支援案件の採択に際しては、プロジェクト・ドキュメントがジェンダーに配慮しているかどうかを確認する。また、国別援助方針や国別援助計画において、ジェンダー配慮を盛り込む	
具体策 4	小型武器管理に対するジェンダーの視点を取り入れた	<p>〈指標 1〉 ジェンダー視点からの小型武器の蔓延によるリスクに関するアウトリーチ活動のた</p>	外務省、 防衛省	紛争経験国では、多くの場合、小型武器が蔓延しており、女性はそのリスクに晒され	

		支援。	めに日本が提供した支援の件数と拠出額。 〈指標 2〉アウトリーチにおける裨益者数。		ている。女性に対しても、小型武器の問題について理解を深めさせることが重要。
具体策 5	ジェンダーの視点を取り入れた人身取引対策（被害者保護、加害者の訴追、防止）を支援する。	〈指標 1〉日本が支援する人身取引対策におけるジェンダー配慮を盛り込んだ当局関連機関のジェンダー原則文書の数。 〈指標 2〉支援を通じて制定された法律数。 〈指標 3〉アウトリーチにおける裨益者数。 〈指標 4〉支援を通じて採用された、被害者保護における女性担当官の人数。 〈指標 5〉日本が派遣したジェンダー専門家数。 〈指標 6〉支援案件数および拠出額。 〈指標 7〉当局の法執行能力のある治安部門（軍人、警察、裁判所等）への人身取引被害者対策の研修を受けた担当官の人数。	外務省、 法務省、 JICA、警察	女性や児童は人身取引のリスクに晒される存在であることから、人身取引対策、それ自体がジェンダー問題への取り組みともいえる。	
具体策 6	和解に向けた社会変革の過程に対する支援にジェンダー分析や、1325 実施の視点を取り入れる。	〈指標 1〉支援を通じて政府、または地方関係機関が作成する和解プロセスにおける決議 1325 実施のためのジェンダー指針（ガイドライン）及び計画の数 〈指標 2〉日本が派遣したジェンダー専門家数。 〈指標 3〉支援を通じて和解プロセスに参加した女性専門家人数。 〈指標 4〉支援案件数および拠出額。	外務省、 J I C A	国際特別法廷への支援、真実和解委員会の設立や運営支援、およびコミュニティ・レベルでの和解活動や、小規模開発事業の共同運営を通じた和解促進活動などの技術的、資金的支援を想定。	
具体策 7	ジェンダーの視点を取り入れた平和教育、1820 号に関	〈指標 1〉日本が支援する平和教育活動関係省庁において決議 1325 実施のためのジェンダー	外務省 JICA、文	紛争の文化から平和の文化への変革を実現するためには平和教育支援が重要 1325 号	

		する「紛争下の性暴力防止のための教育」そのためにも平時においても普段の生活からの「ジェンダー差別や性暴力を防止するための教育」を支援する。	<p>指針の数。</p> <p>〈指標 2〉日本の支援を通じて作成された、ジェンダーに配慮した平和教育カリキュラム数。</p> <p>〈指標 3〉平和教育事業に対して、日本が派遣したジェンダー専門家数。</p> <p>〈指標 4〉支援を受けた教育関係者人数。</p> <p>〈指標 5〉ジェンダーの視点の入った平和教育を受けた人の数</p> <p>〈指標 6〉支援案件数および拠出額。</p>	科省、地方自治体、警察	<p>を実施するためにはジェンダーの視点を踏まえた、平和教育支援事業かどうか、採択の際の基準に加える。</p> <p>地域ぐるみで性暴力防止の協力体制をもつのは有効、ゆえに国レベルだけでなく地方自治体、警察も含まれると良いのでは</p>
目標 5	(海外・国内) PKO による平和維持活動や平和支援活動、平和構築活動における女性の参加を促進して、女性が指導的役割を担えるよう支援し、PKO 要員等の平和支援活動要員及び人道支援や開発支援職員による SEA や GBV 等の予防・対応能力を強化する。				
	具体策 1	PKO 要員等による性的搾取・虐待 (SEA) の予防・対応を強化する。	<p>〈指標 1〉PKO 要員派遣前研修で教育を受けた人数、(自衛隊と、自衛隊以外)</p> <p>〈指標 2〉PKO 派遣前研修以外の自衛隊の様々な教育課程において関連教育で教育を受けた人数 (幹部と幹部以外は別々に数をとる)</p> <p>〈指標 3〉自衛隊以外の警察や文民専門家、NGO 職員等などで教育を受けた人数</p>	防衛省、外務省、警察庁、JICA	<p>これは PKO 要員や人道支援職員、NGO、開発援助職員などが現地の人々に対して性的搾取の加害者になる防止のこと。</p> <p>例えば、派遣前研修、国際 PKO 研修センター支援 (講師派遣、研修企画、教材作成、研究調査)、派遣元・派遣先機関での訴追・処罰メカニズムの構築・運用、女性要員の増加や戦略的配置 (とくに意思決定レベル) など。</p>
	具体策 2	PKO 要員及び人道支援や開発支援職員による GBV 等対	〈指標 1〉PKO 要員派遣前研修での GBV 等の教育時間と参加人数 (幹部と幹部以外は別々に数	防衛省、警察庁、	PKO 要員は、軍隊・警察・文民すべてを指す。対象活動地における GBV 等に対して、

		応・予防能力を強化する。	をとる) 〈指標 2〉 NGO など各種団体の GBV 等対応、予防の研修を受けた人数 〈指標 3〉 GBV 等防止・予防能力強化のための各種団体間の情報交換会等の協力事業の回数	外務省、 JICA	パトロール活動や初動対応、リファラル・メカニズムの活用、GBV 等ガイドライン作成などふくめ、具体的な対応行動をとれるような GBV 等研修が効果的。現地の各種調整メカニズム（GBV 等作業部会、ジェンダー・フォーカルポイントなど）との連携も重要であり、女性要員の増加やジェンダー・ユニットなどへの戦略的な人員配置（意思決定レベル）も重要。
目標 6（国内）紛争下での女性、女兒に対するインパクトの違いや日常のジェンダー不平等、GBV 等の関係に留意し 1325 の実施の上で、アジア近隣諸国との緊張緩和、将来の紛争を予防する。また、この目的に向けた女性たちの活動や市民社会の活動を支援し、これに係る外交政策等への女性の意思決定への参加を支援する					
	具 体 策 1	緊張緩和と紛争予防に向けた女性の平和のための交流、研究活動等への支援、緊張緩和と紛争予防にむけた政府や地方自治体の活動	〈指標 1〉 近隣諸国との緊張緩和、友好平和の構築、武力によらない紛争解決等を目的とした、女性を主体とする民間活動への支援件数 〈指標 2〉 当該活動において政府、自治体が支援した活動の件数	外務省、 男女共同参画局、防衛省、 JICA、地方自治体、公的機関	
	具 体 策 2	1325 号実施に関わる（アジア）共通課題の解決に向けた国際的協働の促進	〈指標 1〉 1325 に関連する共通課題解決に向けた政府活動の件数 〈指標 2〉 その他ジェンダーに関わる共通課題	外務省、 男女共同参画	指標代替案：NGO がアクセスできるファンドの中で、女性のエンパワーメントやジェンダーが優先順位になる。

			解決に向けた政府・民間活動の件数および公的支援	局、地方自治体	
具体策 3	近隣諸国との緊張緩和、紛争予防のためのジェンダー視点を導入し、慰安婦問題を含む紛争下の性暴力の予防を含めた平和教育の促進	<p>〈指標1〉ジェンダー視点を導入した平和教育のために政府や自治体によって行われた活動</p> <p>〈指標2〉ジェンダー視点を導入した平和教育のための民間活動への公的支援の件数</p>	男女共同参画局、文科省、外務省、地方自治体、公的機関		
具体策 4	性、民族、人種等に基づく差別や暴力を正当化し、あおるような公人・メディア・団体による言論をモニタリングし、抑制する	<p>〈指標1〉ヘイトスピーチの件数、発生状況、自治体や民間団体による対応</p> <p>〈指標2〉ヘイトスピーチに対し政府が反論を行う等の介入を行った件数</p> <p>〈指標3〉ジェンダー視点を導入した、ヘイトスピーチ・民族差別を根絶するための教育プログラムや教材開発の件数</p>	外務省、内閣府、文科省、法務省、警察、地方自治体。公的機関	紛争の火種になる極端なナショナリズム、ヘイトスピーチ、紛争下の性暴力を含む女性へ暴力や性暴力の正当化を図る言論は、国際的な規範から考えても対策が必要。	